



2026年5月15日

各位

会社名 株式会社エルアイイーエイチ
(コード番号 5856 東証スタンダード市場)
代表者名 代表取締役社長 山口 和也
問合せ先 取締役 三浦 功
(TEL. 03-6458-6913)

当社株式の監理銘柄（審査中）の指定に関するお知らせ

当社の株式は、2026年5月15日付で株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）より、監理銘柄（審査中）に指定されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の理由

当社が2024年11月18日に開示した当社取締役会の諮問機関として設置した外部専門家により構成されるガバナンス委員会の調査結果により、当社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認められ、2025年3月27日に当社株式は東京証券取引所により特別注意銘柄に指定されました。

今般、当該指定から1年が経過した2026年3月27日（以下、「応当日」といいます。）に当社が提出した内部管理体制確認書等及び同日に開示した「内部管理体制の整備及び運用状況等に関するお知らせ」の内容等の確認を受け、当社に対する照会やヒアリング等を通じてその実態の確認を受けたところ、当社では、2025年9月30日に開示した内部管理体制の改善に向けた改善計画・状況報告書に記載の項目のうち少なくとも「グループガバナンスの強化」について、応当日までに整備が完了していないことが判明したとの通知を受けました。

今後の審査の結果、当社の内部管理体制等が適切に整備されていない又は適切に運用される見込みがなくなると認められた場合には上場廃止基準に該当することから、当社株式について上場廃止となるおそれがあると認められ、特別注意銘柄への指定を継続しつつ、監理銘柄（審査中）にも指定されました。なお、理由の詳細については以下のURLをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20260515-18.html>

2. 監理銘柄（審査中）指定期間

2026年5月15日（金）から東京証券取引所が上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとなります。

3. 今後の対応

このたびの東京証券取引所からの監理銘柄（審査中）指定により、株主の皆様をはじめ投資家その他すべてのステークホルダーの皆様にご多大なご心配とご迷惑をおかけしますことを深くお詫び申し上げます。当社は、早期に監理銘柄（審査中）の指定を解除できるよう、役職員一丸となって最大限の努力をしておりますので、引き続きのご支援をお願い申し上げます。

以上